

さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会入札参加者指名選考委員会規程

(設置)

第1条 さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における指名競争入札等の指名選考のため、協議会にさっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会入札参加者指名選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的及び所管事項)

第2条 委員会は、入札参加者の指名等を厳正かつ適正に行うため、工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の契約に係る指名競争入札及び随意契約（委員長が必要と認めるものに限る。）の参加者の指名選考等について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の職にある者を委員として組織する。

- (1) 会長
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長

2 委員長は、会長を充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の全会一致によって決する。
- 3 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、契約等を所管する事務局員を説明員として委員会に出席させることができる。

(参加者の選考)

第6条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、北海道が定める指名競争入札参加者指名基準（昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達）等を準用し行う。

(書記)

第7条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

- 2 書記は、事務局員を充てる。
- 3 書記が委員会に出席できない時は、その都度、委員長が出席委員の中から指名する。

(指名（参加）業者選考調書の作成等)

第8条 書記は、委員会において指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、その過程及び理由、議決の状況等を記録するとともに、指名（参加）業者選考調書を作成し、記名する。

- 2 前項の指名（参加）業者選考調書には、委員長が指名した出席委員がその内容を確認し、記名する。
- 3 指名選考等に要した資料及び第1項の記録は、書記が保管する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員長への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月25日から施行する。